

令和 6 年度

第 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 6 年 4 月 3 0 日 (火)

上越市市民プラザ 2 階 第 1 会議室

令和6年度第1回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年4月30日（火）午後2時

場所 上越市市民プラザ 2階 第1会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水	22番 飯塚
23番 佐藤	24番 松本	

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島	野島
片桐	笠原	荻原	小林
平野	清水	野村	穂苅

2 欠席委員

(1) 農業委員

篠宮

(2) 農地利用最適化推進委員

高島	白滝	横田	上原
長野			

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	金子
	次長	秋山
	主任	中村
中郷区駐在室	副主幹	丸山
板倉区駐在室	副主幹	宮尾
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2番 綿貫	15番 牧繪
-------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

2 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 11 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 12 人、欠席推進委員数 5 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 2 番 綿貫委員、議席番号 15 番 牧繪委員の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の綿貫委員読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。合併前上越市からですが、その前に、資料の追加がございます。事務局の説明をお願いします。
(事務局) 秋山	大変申し訳ありません。お手元にお配りさせていただきました A4 両面の 1 枚、こちら議案から抜けておりました。申し訳ありません。議案第 3 号農用地利用集積計画の所有権移転の議案でございますので、こちらの方、23 ページの次に追加させていただきますようお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、議案に入ります。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 148 番から 194 番までの 47 件を報告します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 最初に、取り下げによる議案の削除をお願いいたします。 4ページの番号169番、次の170番171番ですが、譲渡人が4月中旬にお亡くなりになられた関係で、耕作者から先週金曜日に取り下げの依頼がありました。相続関係が整理され次第改めて届出を提出させてほしいとのことでしたので、受理報告から削除をお願いいたします。従いまして案件数は47件から44件になります。 それでは、改めまして解約届出の受理報告です。 こちらすべて合意による解約であります。解約理由は、中間管理機構へ貸付が18件、他者へ貸付が7件、他者へ売却が1件、地主耕作が1件、終期の調整が17件です。 同解約に関連する案件は、備考欄に記載しております。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第1号の44件を承認します。
議長	<報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」> 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号3番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは10頁をご覧ください。報告第2号は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」の1件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第2号の1件を承認します。

議長	<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>
(事務局)	報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号25番から番号37番までの13件を報告します。事務局の説明を求めます。
秋山	それでは11頁から15頁をご覧ください。報告第3号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」7件、「敷地拡張」4件、「資材置場」2件です。番号37番の資材置き場につきましては、1,000㎡を超えているため、次の15頁の位置図を添付してございます。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第3号の13件を承認します。
議長	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>
(事務局)	次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号15番から18番までの4件を上程します。事務局の説明を求めます。
秋山	それでは16頁をご覧ください。議案第1号は、農地法第3条の許可申請です。別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。順に概略を説明します。 番号15番につきましては、譲渡人が高齢で管理が困難なため、隣接地に居住する譲受人が、果樹を植栽し、家庭菜園として管理するものです。全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号16番です。譲渡人が相続により取得した農地ではありますが、耕作・管理が困難なため、譲受人が、果樹等を植栽し、家庭菜園として管理するものです。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号17番です。こちらは、譲受人が所有する天然ガス輸送管の地役権設定であります。適切な管理に資する権利保全を図りたいとする譲受人の要望により、当該権利を設定するものです。現地は河川近くの休耕地であり、また、埋設管の地役権であるため特段支障がなく許可するものであります。 最後に番号18番です。市外に居住し、当該農地を手放したいとする譲渡人の要望により、近接地に居住する譲受人が、畑として利用するため、譲り受けるものであります。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からは以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 9 番から 11 番の 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 17 頁をご覧ください。 番号 9 番は、長浜地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。18 頁に位置図、19 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、県外に居住していますが、海に面した土地に別荘を建築したいと考えたため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、令和 6 年 5 月 21 日から令和 6 年 9 月 13 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 62 m²、宅地 283.5 m²と合わせて所要面積 345.5 m²、建築面積 57.13 m²で建ぺい率は 16.54%となり、基準の 22%を満たしませんが、分筆し農地として残したとしても狭隘な土地になり、農地として利用するのは難しいためやむを得ないと判断しました。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号 10 番は、石沢地内の農地を、「資材置場」として利用するものです。20 頁に位置図、21 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 当該案件は、違反転用です。売却のため譲渡人が農地を碎石で舗装を行い、その後、農地転用の許可申請があり発覚しました。譲渡人から顛末書の提出があり、現地の状況、申請の内容から悪質性は無いものと判断したため、部会に上程を行うものです。

	申請事由は、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大により、資材置場が不足したため、自宅に隣接する申請農地を取得し、資材置場として利用するものです。 こちらも農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であり、第2種農地に該当し、転用可能であります。 土地利用計画は、資材置場で、申請面積 254 m²です。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件で、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 最後に番号 11 番は、小猿屋地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。22 頁に位置図、23 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内に居住していますが、用地買収により、住宅を移転する必要があるため、申請農地を取得しものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、第2種農地に該当し、転用可能であります。 工期は、令和6年5月20日から令和6年12月30日、土地利用計画は、住宅1棟、申請面積 43 m²、宅地 242.33 m²と合わせて所要面積 285.33 m²、建築面積 130.05 m²で建ぺい率は 46.28%となるため支障はありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 私からは以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転6件、貸借権設定88件を上程します。 はじめに、所有権移転6件、番号332番から365番について事務局の説明を求めます。

(事務局) 秋山	それでは、先ほどお配りした別葉 23-1 頁をご覧ください。 最初に取り下げによる議案の削除をお願いいたします。 裏面の番号 363 番、364 番ですが、合意解約でも削除しました譲渡人の死亡による関連案件になります。 こちらは、先週木曜日、金曜日に譲受人の双方からの取り下げの依頼があったこと、また、来月 5 月 10 日の公告日をもって所有権移転の効力が生じることから、相続人の確定後、改めて部会に上程する必要があるとございます。従いまして、当該案件の 363 番、364 番について取り下げとさせていただきますので、議案から削除をお願いします。 あらためまして、当該 2 件を除く所有権移転 4 件の概略について説明します。 すべての案件につきまして、利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により、所有権移転するものであります。このうち、現耕作者に売却する案件は、番号 332 番となっております。 また、受人の経営面積が 1.6ha 以下の案件は、農業法人の構成員、となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権設定 88 件を上程いたします。 はじめに、牧繪委員関連の番号 359 番から 362 番の 4 件を除く 84 件についてであります。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	続きまして、貸借権設定 88 件であります。はじめに、牧繪委員関連の番号 359 番から 362 番の 4 件を除く 84 件について説明します。 頁は 24 頁をご覧ください。 内訳といたしましては、新規が 31 件、残りの 53 件は再設定となっております。 こちらの新規案件につきましては、主に貸人の要望や、受手側の労力不足のほか、契約終期の整理により、新規で貸借権設定を行うものでございます。 その他、再設定につきましては、設定期間を 1 年～10 年に設定し、従前からの契約を継続する再設定となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、次に、牧繪委員関連の番号 359 番から 362 番について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する牧繪委員は、退席をお願いします。 (牧繪委員 退席)
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、牧繪委員関連の番号 359 番から 362 番でございます。 ページは 39 頁をご覧ください。 こちら、関連する筆の従前の耕作者が労力不足に伴い新たに農業法人と貸借権設定を行うものでございます。いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、牧繪委員関連の番号 359 番から 362 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 それでは、牧繪委員の退席を解除します。 (牧繪委員 復席)
議長	牧繪委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第 3 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。

	議案第 3 号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 31 番から 37 番の 7 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 42 頁をご覧ください。 番号 31 番から 37 番まで、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。 こちらの対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 4 号について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案について」> 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 7 番から 15 番までの 9 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 50 頁をご覧ください。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。

	具体的な対象農地は 53 頁にある対象農用地リストのとおりです。主に相互の農作業の効率化を目的に農地の集約を図るため耕作者変更を行うものであります。 いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 5 号について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」> 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、番号 1 番を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、番号 1 番の 1 件を説明します。55 頁をご覧ください。 まず誤植の訂正をお願いします。農用地の所在地番の項目でございますが、北田中 486 番ほか 2 筆を 3 筆に訂正をお願いします。 こちら番号 1 番につきましては当該農事組合法人の解散の動きに伴い、農地所有者から所有権の移転に係るあっせん申出があったものです。対象農地は田、4 筆の 24,195 m²で、対象面積が大きく認定農業者との調整に時間を要するため、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断したため買入協議を行うものです。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議長	議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、原案のとおり意思決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、原案のとおり意思決定することに決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 (中郷区駐在室分の議案) <議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 3 件を上程します。 番号 7138 番から 7140 番の 3 件について、事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	1 頁の貸借権設定、番号 7138 番から 7140 番の 3 件について説明します。 この 3 件はこれまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者に貸し付けるものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 2 件を上程いたします。
(中郷区) 丸山	2 頁の議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号 7102 番と 7103 番の 2 件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 （板倉区駐在室分の議案）
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7510 番、7511 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7510 番、7511 番の 2 件の届出書を受理しましたので報告します。 受理した 2 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、いずれも「他者へ貸付予定」です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、2 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 5 件を上程します。 番号 7568 番から 7572 番の 5 件について、事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	2 頁から 3 頁の貸借権設定、番号 7568 番から 7572 番の 5 件について説明します。 新規案件は、7569 番、7571 番の 2 件です。 7569 番は、取得した農地を所属している法人に貸し付けるものです。 7571 番は、これまで貸借権設定で借り受けていた当該法人から相談を受け、令和 3 年に、主に園芸を行う会社として設立した別の会社が農地を引継ぎ、生産を行うこととしたものです。 他の 3 件は再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

議長	<議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定7件を上程いたします。
(板倉区) 宮尾	4頁から7頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号7514番から7520番の7件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認めます。 議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。
議長	<議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」> 続きまして、議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区1件の実質化された人・農地プランを上程いたします。
(板倉区) 宮尾	8頁、議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区1件です。 今回は、「実質化された人・農地プランの案」についての意見照会となります。 上関田地区では、集落関係者による人・農地プランの見直しが行われ、地域の中心経営体を新たに増やすこととし、市に提出されました。 プランでは、現在の耕作者が高齢化等で耕作継続が困難になった場合には、中心経営体への貸し付けを第一として集落内の農地を守っていくこととしております。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 (清里区駐在室分の議案) <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>
議長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 8101 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8101 番の 1 件の届出書を受理しましたので報告します。 受理した 1 件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、分筆し住宅用地としての利用と残りは休耕です。 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請の当該土地で、分筆し一般住宅建築のために転用するもので、転用以外の残りの農地は今年度休耕となり、来年の春に再び小作契約を結ぶ予定と聞いております。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件を承認します。

議長	<議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 8101 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	2 頁をご覧ください。 番号 1 番は清里区武土地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い、居住スペースが手狭になったことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用は可能です。 工期は、令和 6 年 5 月 20 日から令和 6 年 11 月 20 日までです。 土地利用計画は、住宅 1 棟、カーポート 1 棟、申請面積 350 m²、建築面積 115.01 m²で建ぺい率は 32.86%です。 生活雑排水は農業集落排水により処理し、雨水は地下浸透とするため周辺農地への影響はなく、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	4 頁から 7 頁の貸借権設定、番号 8126 番の 1 件について説明します。 再設定で、引き続きこれまでの借り手が耕作するものです。

	改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 3 件を上程いたします。
(清里区) 中条	6 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 3 件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
	(名立区駐在室分の議案)
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9502 番と 9503 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9502 番と 9503 番の 2 件の届出書を受理しましたので、報告します。 受理した 2 件は、合意による解約であり、解約後は、他者へ貸付です。 同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、2 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 4 件を上程します。 はじめに、松本委員関連の番号 9536 番と番号 9537 番の 2 件を除く 2 件について事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、松本委員関連の番号 9536 番と番号 9537 番の 2 件を除く貸借権設定 2 件の概略を説明します。 2 頁番号 9538 番から 9539 番までの 2 件は、これまでの耕作者の労力不足に伴い、新たな耕作者により耕作を行うもので、先程説明した合意解約の関連案件です。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号 9536 番と番号 9537 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する松本委員は、退席をお願いします。 (松本委員 退席)
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	松本委員関連の 2 項、番号 9536 番と 9537 番の貸借権設定 2 件の概略を説明します。 番号 9536 番は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。番号 9537 番は、これまでの作業委託契約から貸借権設定による契約とするものです。なお、期間が 5 年 8 か月と 9 年 8 か月となっているのは、他の農地の終期に合わせたためです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号 9536 番と番号 9537 番の 2 件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 それでは、松本委員の退席を解除します。 (松本委員 復席)
議長	松本委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。

	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 議長 異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。 議長 <その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。 （「ありません」の声あり） 議長 それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。
--	--